

2020年9月1日

各 位

会社名 シンバイオ製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 吉田 文紀  
(コード番号：4582)  
問合せ先 IR 担当 (TEL. 03-5472-1125)

## 自己疼痛管理用医薬品「SyB P-1501」のライセンサーである ザ・メディシNZ・カンパニーに対する仲裁の最終結果について

シンバイオ製薬株式会社（本社：東京、以下「シンバイオ」または「当社」）は、国際商業会議所（以下「ICC」）の規則に基づいて構成された仲裁廷が、The Medicines Company（本社：ニュージャージー州パーシッパニー、以下「MDCO」）に対する当社の仲裁申し立てについて、下記の通り最終判断が確定しましたことをお知らせいたします。当社は、仲裁判断の概要を2020年8月5日に開示しております。

### 1. 仲裁申し立てに至る経緯

シンバイオとMDCOは、2015年10月2日に、患者管理型疼痛治療薬「IONSYS®」または「SyB P-1501」（以下「本製品」）の日本における独占的開発・販売権を取得するライセンス契約（以下「ライセンス契約」）を締結し、契約一時金12億円（約10百万米ドル）を支払いました。シンバイオは、2016年6月に本製品の臨床第Ⅲ相試験を日本で開始し、治験費用として2017年末までに約9億円を支払いました。2017年半ばには、MDCOが本製品の商業化を中止し、欧米市場から撤退することを決定したことを発表しました。2017年10月11日、シンバイオは、MDCOが本製品に関する事業を欧米市場から撤退することを決定したこと、およびライセンス契約に基づくMDCOの履行について十分な保証を提供しなかったことに起因する82百万米ドル<sup>(※1)</sup>の損害賠償を求めて仲裁を申し立てました。MDCOは、シンバイオによる第Ⅲ相試験の中止に起因する反対請求を行いました。

※1. 損害賠償請求額は、日本における本製品の販売予測を前提に収益の現在価値に基づいて算出されたと当社が主張したものです。

## 2. 仲裁判断の最終結果要旨

仲裁廷は、MDCO がライセンス契約に基づく履行について十分な保証を提供しなかったというシンバイオの主張を認めず、シンバイオの損害賠償請求を否定しましたが、シンバイオが仲裁で回収しようとした弁護士費用及び諸費用<sup>(※2)</sup>の50%に相当する495万米ドルをMDCOがシンバイオに支払うよう判断しました。尚、仲裁廷は、MDCOの反対請求を否定しました。

※2. 弁護士費用、専門家費用、口頭弁論会場費用、翻訳サービス費用、その他当社が仲裁に要した費用を含む。

## 3. 今後の見通し

仲裁判断の最終結果を踏まえ、当社の2020年12月期の業績予想に対する影響を精査いたします。

以上

### 【当社会社概要】

シンバイオ製薬株式会社は、米国アムジェン社元副社長で、アムジェン株式会社（現在は武田薬品工業株式会社が全事業を譲受）の実質的な創業者である吉田文紀が2005年3月に設立した医薬品企業です。経営理念は「共創・共生」（共に創り、共に生きる）で表され、患者さんを中心として医師、科学者、行政、資本提供者を「共創・共生」の経営理念で結び、満たされない医療ニーズに応じてゆくことにより、社会的責任及び経営責任を果たすことを事業目的としています。なお、2016年5月に米国完全子会社 Symbio Pharma USA, Inc.（本社：米国カリフォルニア州 メンローパーク、社長：吉田文紀）を設立しました。